

なくそう不法投棄 守ろうふるさと

産業廃棄物処理の新ルール

千葉県では、不法に投棄された産業廃棄物の量が全国一にのぼり、大きな社会問題となっています。また、処理や運搬できないほどの量の廃棄物が不法に堆積され、周辺住民の生活を脅かしています。

そこで県では、増加する悪質な不法投棄を防止し、火災や崩壊等の危険が高い不法堆積を解消するため、「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」を14年3月に制定しました。

この条例では、自社処理を装って法律の規制を免れる悪質な行為を防止するため、次のような数々の県独自の対策を規定しています。

自社処分を行う事業者の方へ

◇廃棄物処理票の作成

◇自社処分場の夜間制限

◇小型焼却炉、破碎施設、
積替保管場の許可制

~~収集運搬業の方へ~~

~~◇登録車両へ標章の貼付~~

土地所有者の方へ

◇適正な管理と原状回復

その他、法律を補う各種対策

このパンフレットは、この条例の概要を紹介していますが、新しいルールを守って、千葉県から不法投棄や不法堆積をなくしていきましょう。

廃棄物処理票

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）では、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託（廃棄物処理法では産業廃棄物処理業の許可を受けた方が受託できます）する場合には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付が必要です。一方、排出事業者自らが運搬又は処分する場合にはそのような規定がないため、自社物と偽って他人の廃棄物の運搬又は処分を違法に請け負い、不適正な処理をする者があとを絶ちませんでした。

そこで、「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例（以下「新条例」といいます。）では、自社物の運搬又は処分をする場合には廃棄物処理票を作成し、廃棄物の排出から最終処分までの過程を明確にすることといたしました。

千 葉 県

廃棄物処理票

産業廃棄物	種類	数量	荷姿
排出事業者	氏名又は名称		
	住所 電話番号		
	排出事業者が 中間処理業者 建設業者 解体工事業者 である場合	許可(登録)行政庁の名称 許可(登録)番号	
排出事業場	名称		
	所在地 電話番号		
	排出事業場が 建設工事現場 である場合	発注者の氏名又は名称 発注者の住所又は事務所の所在地 発注者の電話番号	排出事業場が建設リサイ クル法の届出が必要な排 出事業場である場合
運搬車両の登録番号		運搬業務従事者氏名	
中間処理又は最終処分をする場所	名称	積替え又は保管を行う場所	名称
	所在地 電話番号		所在地 電話番号
	許可番号(許可施設等がある場合)		許可番号(許可施設の場合)
排出事業場管理者	氏名(自署に限る。)	交付年月日・時刻	年 月 日 時 分
運搬業務従事者	氏名(自署に限る。)	運搬終了年月日・時刻	年 月 日 時 分
積替保管業務従事者	氏名(自署に限る。)	積替保管終了年月日・時刻	年 月 日 時 分
	有価物拾集量	処理委託量	
	積替保管後の 産業廃棄物の荷姿	積替保管後の 運搬車両の登録番号	積替保管後の運搬 業務従事者氏名
積替保管後の運搬業務従事者	氏名(自署に限る。)	運搬終了年月日・時刻	年 月 日 時 分
中間処理又は最終処分施設管理者	氏名(自署に限る。)	処分終了年月日・時刻	年 月 日 時 分

廃棄物処理票を作成する場合

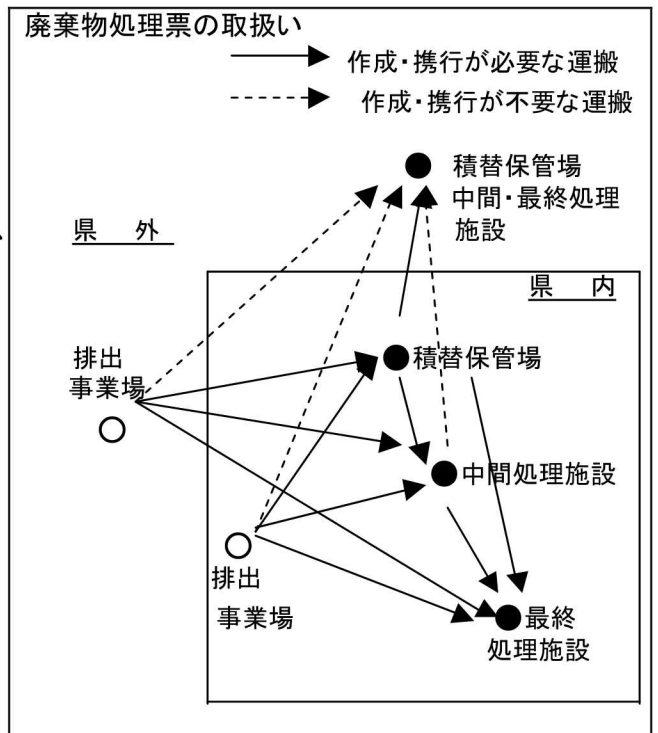
次の全てに該当する場合に廃棄物処理票の作成が必要となります。

- ① 自社で排出した産業廃棄物の運搬、処分であること
- ② 運搬先が千葉県内の場所（処理施設、積替保管場等）であること
- ③ 排出事業場の外へ産業廃棄物を搬出すること
(注意)・県外の事業者の方も作成が必要になります。

廃棄物処理票の処理の流れ

- ① 排出事業場の管理者の方は、廃棄物を排出事業所から搬出しようとするときに、廃棄物の種類から積替え又は保管を行う場所までの欄(最上段の二重枠内)に記載し、自署、交付日時を記入して運搬に従事する

方へ交付します。また、その写しを3年間保存します。廃棄物処理票は、廃棄物の種類ごと、運搬先ごと、車両ごとに作成します。



- ② 運搬に従事する方は、運搬中は常に廃棄物処理票を携行するとともに、運搬先では、氏名と運搬を終了した日時を記載して運搬先の管理者に交付します。
- ③ 積替保管業務に従事する方は、積替保管が終了した場合には氏名と積替保管が終了した日時を記載して運搬に従事する方へ交付します。
- ④ 廃棄物の中間処理・最終処分施設の管理者は、処理が終了した場合は氏名と日時を記載して3年間保存します。

なお、途中で千葉県外に搬出する場合及び全ての廃棄物の収集運搬や処分を許可業者へ委託した場合は、そこから排出事業者の管理者へ回付します。

搬入搬出時間の制限

千葉県では、不法投棄車両が自社処分場への搬入と偽って夜間に数多く運行しています。そこで、新条例では、夜間運行する不法投棄車両の取締りの徹底と夜間の搬入搬出に伴う騒音等の防止のため、午後10時から午前6時までの自社の処分場や積替保管場への搬入搬出はできないこととなりました。

ただし ①災害の予防、応急対策、復旧

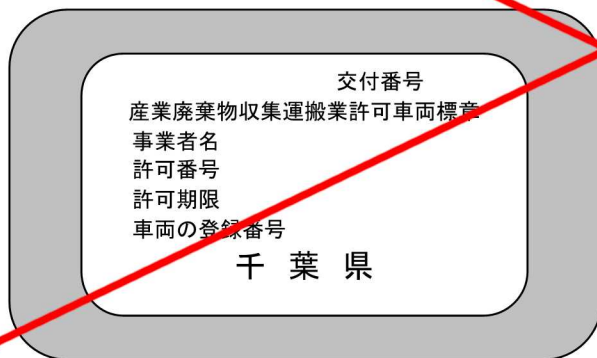
②道路、鉄道、電気、ガス等の公共施設の工事
などでやむを得ない場合には、夜間でも搬入搬出ができます。

収集運搬車両の表示

平成29年3月7日廃止

今までは、収集運搬業の許可を得て廃棄物を運搬する車両及び自社の産業廃棄物を運搬する車両と違法に産業廃棄物の運搬処分を受託する車両とは外見上では容易に見分けられませんでした。

新条例では、収集運搬業の登録車両にステッカーを貼ることにより、ステッカーのない車両が不法投棄車両かどうかを重点的、効率的に指導できることとなります。



- 1 標章には、標章に係る産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可の期間が終了する年に応じて標章の縁に色を施し、平成14年は赤紫色、平成15年は紫色、平成16年は黄色、平成17年は緑色、平成18年は橙色、平成19年は青色、とし、平成20年以降は順次これを繰り返します。
- 2 標章の大きさは、縦15センチメートル、横20センチメートルとし、標章に色を施す縁の幅は2センチメートルとします。

小規模産業廃棄物処理施設

千葉県内では、廃棄物処理法の許可が要らない小型の焼却炉や破砕機に何ヶ月かかっても処理しきれない量の廃棄物を積み上げたり、法律の許可制度がない積替え保管場に運び切れない量の廃棄物を山のように保管する不法堆積が大きな問題となっています。

新条例では、法律の許可の要らないこれらの施設に許可制度を導入し、不法堆積や不適正な処理が行われる恐れのある施設に許可をおろさないこと、また許可後も許可条件

に違反しないようきめ細かく指導することにより、早期に対処していきます。

許可対象施設 ①焼却施設

- ・処理能力が時間あたり50kg以上
- ・火格子面積又は火床面積が0.5㎡以上
- ・燃焼室面積が0.7m³以上

②破砕施設 一日あたりの処理能力が5t以下のもの

③積替保管場 供用面積が100㎡以上のもの

許可基準 原則として廃棄物処理法に定める大規模施設の基準に準じていますが、千葉県では不適正処理の防止により効果的な独自の基準を追加しています。

共通基準	・周囲に囲いを設け、かつ、囲いには施設内を見通すことができる素材を部分的に使用すること ・受入設備、貯留設備、積替保管場は過大な容量を有しないものであること
焼却施設	・排ガス測定のため、測定口及び必要な足場が設けられていること
積替保管施設	・種類ごとに保管する設備が設けられていること

標識の掲示 許可を受けた施設には、見やすいところに施設の概要と連絡先、保管する廃棄物の量、保管する高さ等を記載した標識を掲示し、現場での指導が効率的に行えるようにしています。

その他

- ・不法投棄や不法堆積などの不適正処理を行った者を積極的に公表し、その是正を働きかけていきます。
- ・土地所有者の方は、不法投棄されないよう適正な管理に努めるとともに、不法投棄された廃棄物を県が取り除いたときは、不法投棄に責任のある土地所有者はその土地の利用計画について県の確認を受けなければ利用できないこととしました。
- ・新条例の規定に違反した場合、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。

施行時期

平成14年10月1日から全面的に施行されますが、経過措置があります。

- ・収集運搬車両の表示については、新規及び更新により収集運搬業の許可を取得する場合を除き15年9月30日まではステッカーがなくても運行できます。
- ・小規模産業廃棄物処理施設の許可については、平成14年10月1日時点で既に設置してある施設は、15年9月30日までは許可なく使用できます。

みんなで作ろう 不法投棄と不法堆積のない千葉県

このパンフレットについてのご相談、お問合せは
千葉県環境生活部産業廃棄物課 施設指導班
〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号
電話番号 043(223)2697 へお問合せください
また、産業廃棄物課のホームページも参考にしてください。
(http://www.pref.chiba.jp/syozoku/e_sanpai/)